

◇番号	201708
◇研究機関名	京都大学
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】</p> <p>平成 24 年 5 に東京地方検察庁特別捜査部（以下、「東京地検」という。）による薬学研究科への業務上横領容疑に係る強制捜査が、元教授が主宰する研究室等を対象として実施され、関係書類が押収され、同年 7 月に当該教授は収賄容疑で東京地検に逮捕された。強制捜査を発端として、当該教授が競争的資金等を不正に使用していた疑いがあることが判明した。</p> <p>【調査に至った経緯等】</p> <p>前述の疑いをうけ、薬学研究科及び大学本部に調査委員会を設置し、当該教授が在職したすべての期間において執行したすべての経費を対象とする調査を開始した。調査委員会では、不正経理の全容解明を目指して、調査対象経費に係る書面調査及び関係者からの聴き取り調査等を進めたが、強制捜査により証拠書類が東京地検に押収されたことや、当該教授が逮捕後起訴され判決確定後には収監されたこと、更に、預け金を保管していた取引業者は倒産して既に解散しており、預け金形成に関わった中心人物の協力を得ることができなかったことなどから、長期間にわたって調査が進展しない状況が続いた。</p> <p>平成 28 年 8 月に当該教授の刑事裁判が結審し、同年 10 月に東京地検より押収資料が返還されたことをうけ、これまでに行った調査において判明した事実や入手した資料等に基づき、現時点において当該教授の不正経理であることを認定できるものを特定し、調査結果として取りまとめることとした。</p>
◇調査	<p>【調査体制】</p> <p>部局調査委員会（当初、学内委員 9 名、調査終了時、同 10 名）及び本部調査委員会（当初、学内委員 9 名、学外委員（弁護士）2 名、調査終了時、同 8 名、同 2 名）で調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間 平成 24 年 7 月～平成 29 年 12 月 ・ 調査対象 当該教授が京都大学に在職していた平成 15 年 4 月から平成 24 年 6 月までの間において、当該教授が管理していたすべての財源を対象に調査。 ・ 調査方法 (1) 書面調査においては、当該教授が支出等に関連したすべての財源・費目について、関係資料を精査し事実確認を実施。 (2) 聞き取り調査においては、当該教授が主宰する研究室に所属していた教職員や取引先企業の従業員の一部の者に対して、聞き取り調査を実施。
◇調査結果	<p>【不正の種別】</p> <p>預け金</p> <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 動機、背景 預け金形成の必要性について、平成 18 年、19 年頃まで 4 月以降に研究費が執行できるようになるまで半年以上かかり、その間の研究の継続や雇用の継続を行うために研究費を確保する手段として、預け金の形成を必要悪だと当該教授は考えていた。

・手法

当時の検収制度が現在ほど厳格でなかったことにつけこみ、年度末に集中しないように年度末の数ヶ月前から、研究室で用いる消耗品を架空に納品させたことにした請求書により、大学から取引業者に支払いを行わせることにより預け金を形成した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金	25,059,808円	1人
間接経費（科学研究費補助金）	341円	1人
科学技術振興調整費	4,262,055円	1人
産学共同シーズイノベーション事業	173,914円	1人
戦略的創造研究推進事業（CREST）	767,009円	1人
革新技術開発研究事業	8,925,420円	1人
保健医療分野における基礎研究推進事業	16,041,054円	1人
成育医療研究委託費	1,074,349円	1人
戦略的技術開発委託費	2,022,368円	1人
課題設定型産業技術開発費助成金	21,657,600円	1人
食道がん及び腎臓がん診断用DNAチップの評価・検証及び成果普及事業	81,921円	1人
企業等との共同研究	14,245,705円	1人
寄附金	1,553円	1人
大学運営費	4,835円	1人
合計	94,317,932円	1人

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

（私的流用の有無）

預け金を行っていた取引業者が民事再生法の適用を受けて事実上解散しており、実態を知る元社員の協力が得られないこと、帳簿類の入手ができないことなどから、預け金の用途を特定するには至らなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

今回の不正の認定にあたっては、まずは当該教授が管理していたことが確実な競争的資金等を対象とし、京都大学から取引業者に支払った事実が確認できるとともに京都大学への納品が確認できなかったもののうち、総額94,317,932円を預け金であると認定した。

なお、今回の調査において事実関係が判明しなかった事項については、今後、新たに有用な証拠等の入手が実現した場合には、改めて調査を実施し、不正と認定できるものがある場合は、追加の不正認定等を行う。

<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p>【発生要因】 本事案の発生要因として、主に以下のような要因があげられる。</p> <p>① 当時の競争的資金等の制度面や運用面において課題があったことが背景にあったとしても、預け金は不正経理であることが明確に通知されていた中で、預け金を必要悪だと主張するなど、当該教授に研究者としての倫理観、規範遵守意識の欠如があったこと。</p> <p>② 当該教授と特定の取引業者との間に癒着関係があったこと。</p> <p>③ 当時、比較的低額な納入物品の検査は、教員自身が行うことができたこと。</p> <p>【再発防止策】 京都大学では、平成 19 年 10 月に「競争的資金等の適正管理に関する規程」を制定するとともに、平成 21 年 2 月に「競争的資金等不正防止計画」を策定している。更に平成 26 年 2 月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正を受け、平成 26 年 11 月に「競争的資金等の適正管理に関する規程」の全部改正を行い、コンプライアンス教育の義務化、誓約書の提出義務、不正使用事案の調査結果公表、法的措置・損害賠償の請求などを新たに規定するなど、学内における不正防止に向けた体制整備を進めている。</p> <p>特に、不正等の発生要因であげた事項への対応は、現在までに以下①～④のような取り組みを講じている。</p> <p>①コンプライアンス推進に向けた取り組み ・法務・コンプライアンス推進を担う副学長の新設（平成 24 年 10 月より）</p> <p>②教職員への倫理教育、各種制度の周知徹底に対する取り組み ・教職員に対する倫理教育の実施（研究費使用ハンドブックの作成と配布、新任教員に対する説明会の実施、e-Learning 研修の実施と受講後の誓約書提出の義務化など） ・適正な研究費使用および研究費支援（競争的資金等の交付前使用として大学が立替支援を実施、学内資金による若手研究者のスタートアップ研究費支援の実施、科研費の繰越制度等の積極的な活用の周知など）</p> <p>③特定の業者との癒着の防止 ・取引業者への牽制の強化等（リーフレットの作成と配布、誓約書の徴取など） ・不正防止計画における重点実施事項への指定</p> <p>④納品時の検収体制の強化 ・検収センター及び検収所の設置と機能強化</p> <p>引き続き、これらの取組を着実かつ実効性をもって実施するとともに、新たに以下の取組を実施する。 ○不正事案のケーススタディを取り入れた研修・講習会や周知方法の検討・実施</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<p>・関係者の処分 当該教授は国立大学法人京都大学教職員就業規則に基づき、懲戒解雇相当。（平成 29 年 2 月 28 日付）</p> <p>・本件の公表状況 平成 30 年 6 月 22 日 京都大学ホームページに公表（氏名公表あり）</p>